

居住地特例に関する改正について

令和4年12月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号。以下「改正法」という。)」による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)」の改正に関し、令和5年4月1日から施行される居住地特例に関する改正の内容について、下記のとおり情報提供いたします。

【改正内容】

居住地特例の対象施設に、介護保険施設等が追加されること。

(法第19条第3項及び第4項、第51条の5第2項、第52条第2項、第76条第4項)

1 居住地特例の考え方

施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、**一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体とする(居住地特例)**。居住地特例の対象となると、対象となる施設だけでなく、当該者が利用する通所サービスや補装具費等についても、入所等する前の居住地市町村が実施主体となる。

対象となる施設等に継続して入所又は入居する間(他の対象施設等に移る場合を含む。)は、居住地特例は継続し、最初に施設等に入所等する前の居住地市町村が引き続き実施主体となる。

2 居住地特例の対象となる施設等の範囲

法律上、以下の施設等が居住地特例の対象となる。

(⑦～⑨が令和5年4月1日から追加)

- ① 障害者支援施設
- ② のぞみの園
- ③ 児童福祉施設(障害児入所施設等)
- ④ 療養介護を行う病院
- ⑤ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設等
- ⑥ 共同生活援助を行う住居(当分の間の経過措置)
- ⑦ 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム(介護保険法第8条第11項に規定する特定施設。地域密着型特定施設を除く。)
- ⑧ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院(介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設。地域密着型介護老人施設を除く。)
- ⑨ 介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第

83号) 第26条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。) (令和6年3月31日までの経過措置)

なお、障害者となる以前(18歳になる以前)から、措置又は契約により、児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設(①から⑨までの施設)に入所又は入居する者の実施主体は、当該者が18歳になる前日(障害児であったとき)に当該障害児の保護者が居住地を有した市町村とする(障害児が、18歳になる前に障害者みなしとして特定施設に入所又は入居する場合は、当該者が特定施設に入所又は入居する日の前日に障害児の保護者が有する居住地の市町村が実施主体となる。)

⑦から⑨までの施設については、令和5年4月1日以後に入所又は入居をすることにより、当該施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる場合に居住地特例の対象とする。具体的な適用関係については、以下のとおりとする。

【適用関係の具体例：施設への入所・入居の前の自宅はA市に所在する場合】

R5. 3. 31 まで		R5. 4. 1 以降	支給決定
自宅 (A 市)		(1) 介護関係施設 (B 市) に入所等	A 市
		(2) 既存施設 (C 市) に入所等	
自宅 (A 市)	既存施設 (B 市) に入所等 → A 市が支給決定	(3) 介護関係施設 (C 市) に転所等	A 市
		(4) 別の既存施設 (D 市) に転所等	
自宅 (A 市)	介護関係施設 (B 市) に入所等 → B 市が支給決定	(5) 当該介護関係施設に引き続き入所等	B 市
		(6) 別の介護関係施設 (C 市) に転所等	
		(7) 既存施設 (D 市) に転所等	

※ ①から⑥までの施設を既存施設とし、⑦から⑨までの施設を介護関係施設とする。